

## 家庭規則制定諮問委員会議事録

### 1 日時

平成25年9月3日(火) 13:30～16:55

### 2 場所

最高裁判所大会議室

### 3 出席者(敬称略,五十音順)

(委員)

相原佳子,青山善充,秋吉仁美,荒中,伊藤眞,大谷直人,大谷美紀子,岡健太郎,小川秀樹,  
新美潤,高橋宏志,竹下守夫,戸倉三郎

(幹事)

磯谷文明,大須賀寛之,岡崎克彦,岡田千津子,金子修,工藤眞仁,菅沼友子,曾根啓子,高  
田裕成,高野篤雄,西岡達史,福田千恵子,三木浩一,三輪方大,馬渡直史,山崎朋亮,山本  
和彦,和波宏典

### 4 諮問事項

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件  
の手續等に関する規則の制定について

### 5 配付資料

(資料)

1 諮問事項

2 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する

## 事件の手續等に関する最高裁判所規則の要綱（案）

### 3 家庭規則制定諮問委員会委員等名簿

（参考資料）

- 1 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律
- 2 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約
- 3 最高裁判所規則制定諮問委員会規則
- 4 - 1 ハーグ条約実施法に基づく解放実施手数料と類似事務の比較について
- 4 - 2 ハーグ条約実施法に基づく執行官の手数料について
- 4 - 3 国内の子の引渡しの強制執行の手数料について
- 4 - 4 参照条文

### 6 議事録

【岡委員】家庭局長の岡でございます。

ただいまから、家庭規則制定諮問委員会を開催させていただきます。

現在、この家庭規則制定諮問委員会の委員長は空席になっておりますが、最高裁判所規則制定諮問委員会規則第5条第1項によりますと、各委員会の委員長は各委員会の委員が互選することとされております。

そこで、この席でまず委員長をお決めいただきたいと存じます。

事務方を務める委員といたしましては、法制審議会ハーグ条約（子の返還手続関係）部会の部会長をお務めになりました高橋宏志委員に委員長をお願いすることを提案したいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

（異議なし）

【岡委員】よろしゅうございますでしょうか。

それでは、高橋委員に委員長をお願いすることになりました。

高橋委員、よろしくお願ひいたします。

【高橋委員長】高橋でございます。力不足でございますが、御指名でございますので司会進行役を務めさせていただきます。

改めて確認させていただきますが、本委員会への諮問事項は、「国際的な子の奪取の民事上の側面に

関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手續等に関する規則の制定について」ということであります。

具体的な内容につきましては、事務局が作成した要綱案にまとめられておりますので、これに基づいて御審議をお願いいたします。

審議は、お手元の進行予定表に従い、担当の委員、幹事の説明を聴取した上で皆様の御意見をお伺いし、途中で休憩を挟んで午後5時ごろまで行いたいと思っております。ただし、審議が円滑に進んだ場合には予定より早く終了することも差し支えないということですので、御了承をお願いいたします。

では、まず和波幹事から本日の配布資料と議事録の取扱いについて説明申し上げます。

【和波幹事】それでは、私から配布資料の説明をまずさせていただきたいと思っております。

机上に資料の一覧表も配布させていただいているかと存じますけれども、まず資料1につきましては、本委員会に対する諮問事項であり、その内容につきましては、先ほど委員長から御説明があったとおりでございます。

次に、資料2でございますが、こちらは事務局において作成した「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手續等に関する最高裁判所規則の要綱（案）」でございます。内容につきましては、後ほど御説明をさせていただきます。

資料3は、本委員会の委員等の名簿でございます。

そのほか、参考資料もお配りしておりますけれども、参考資料としましてはこのハーグ条約に関する実施法、この条約の条文そのもの、それから最高裁判所規則制定諮問委員会規則、さらに「ハーグ条約実施法に基づく解放実施の手数料と類似事務の比較について」、「ハーグ条約実施法に基づく執行官の手数料について」、「国内の子の引渡しの強制執行の手数料について」と参照条文をお配りしております。

以上になります。

引き続き、議事録の取扱いについてお諮りをしたいと思っておりますが、最近の規則制定諮問委員会におきましては、近時の情報公開の流れを踏まえまして、発言者名を明記した上で議事録を作成し、これを何らかの形で公表する、これまで最高裁判所のホームページ等にアップしておりますが、そういった形で公表することとしております。

本委員会におきましても同様の取扱いにしたいと考えておりますが、この点について御意見を頂戴したいと思っております。

【高橋委員長】ただいまの和波幹事の議事録の取扱いについて、御意見ございませんでしょうか。

(発言者なし)

【高橋委員長】では、説明にありましたように最近は大体こうしているということでございますので、議事録については顕名かつ公表という方向で作業を進めるということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、今回の本委員会への諮問の趣旨について、岡委員から説明をお願いいたします。

【岡委員】諮問の趣旨について説明させていただきます。

御承知のとおり、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」は、本年6月19日に公布され、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」が日本国について効力を生ずる日から施行されることとされております。

この法律は、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」の締結に伴い、その的確な実施を確保するため、我が国における中央当局を指定し、その権限等を定めるとともに、子をその常居所を有していた国に迅速に返還するために必要な裁判手続等を定めております。

最高裁判所におきましては、この法律の円滑な運用を図るため、その施行に向けた準備を進めておりますが、この準備作業の一環として、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則」の制定が必要と判断いたしました。ところで、最高裁判所規則の制定につきましては、最終的には最高裁判所の裁判官会議の議決によることとされておりますが、最高裁判所は、規則を制定するに際し、最高裁判所規則制定諮問委員会に対して、必要な事項を諮問することができるものとされております。そして、本規則につきましては、その重要性等に鑑み、本委員会に諮問することとされたものでございます。

本委員会に対する諮問事項は、先ほど御紹介がありましたとおり「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則の制定について」ということですが、事務局におきまして、これまで、関係機関との協議を重ねるとともに、委員、幹事の一部の方々にお集まりいただきまして準備会を開催し、これらの検討を踏まえて規則の要綱案を作成しております。本日は、この要綱案を基に御審議をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

【高橋委員長】では、審議に入ることにいたします。

最初に今回制定する規則の概要について、和波幹事から御説明をお願いいたします。

【和波幹事】それでは、御説明を始めさせていただきますと思います。

なお、この説明に際しまして、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」につきましては、単に法という形で呼ばせていただくことがございますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

それでは、まず要綱案の第1ページ目を御覧ください。最初に、本規則の題名について御説明申し上げます。

本規則の題名としましては、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則」とすることを考えております。このように長いタイトルとなっておりますのは、法による最高裁判所規則への委任の範囲と関係いたします。

まず、法31条によりまして、子の返還に関する事件の手続に関して必要な事項を定めることが最高裁判所規則に委任されております。なお、「子の返還に関する事件」と申しますのは、法29条に定義されておりますとおり、子の返還申立事件、履行勧告等の事件及び出国禁止命令事件を意味することになります。

また、法は、これ以外に子の返還の執行手続について民事執行法の、子の返還申立事件に係る家事調停及び面会交流に関することについて家事事件手続法の特則をそれぞれ定めておりますので、これらに対応する部分につきましては、民事執行法21条及び家事事件手続法3条により、それぞれ民事執行規則及び家事事件手続規則の特則を定めることが最高裁判所規則に委任されているものというふうと考えられます。これらにつきましては、法と形式を合わせまして、既存の各最高裁判所規則を改正するのではなく、本規則の中でそれぞれの特則についても合わせて規律するということいたしました。

一方で、法で定めるもののうち、いわゆる中央当局の権限等に関する部分につきましては、最高裁判所規則には委任されていないところで。

以上を踏まえまして、本規則の題名におきましては、法のうち最高裁判所規則に委任された部分に限った規則であるということを明示する必要がございます。そこで、少々長くなってしまいますが、本規則の題名につきましては先ほど申し上げたとおりの題名とするということを考えております。

ここで、題名の中にごございます「子の返還に関する事件の手続等」の「等」の部分には、ただいま御説明をしましてとおり、子の返還の執行手続や面会交流等が含まれるということになります。

続いて、本規則の構成について御説明をいたします。本規則の構成につきましては、法律の構成に倣うということにしております。お配りしております資料1の1ページから2ページにかけての要綱案の目次を御覧ください。

第1は、「子の返還に関する事件の手続」に関する規律であり、その1「通則」において、原則として子の返還に関する事件の手続全てに妥当する規律を置いた上、その2「子の返還申立事件の手続」の(1)「総則」部分に管轄や当事者能力といった子の返還申立事件の全審級の手続に適用される通則的な規律を置いております。そして、(2)「第一審裁判所における子の返還申立事件の手続」以降の部分で、各審級ごとの手続規律を置くということにしております。さらに、第1の3及び4では、それぞれ

れ「履行勧告事件」及び「出国禁止命令事件」の規律を置くということにしています。

第2と第3は、それぞれ、「子の返還の執行手続に関する民事執行規則」と「家事調停等に関する家事事件手続規則」の特則でございます。

最後に、第4は、「雑則」でございます。法の雑則に対応する部分の規則を置くこととしております。

以上でございます。

【高橋委員長】ただいまの説明につきまして、御意見あるいは御質問があれば承りたいと存じますが、いかがでしょうか。

名称はいかにも長いのですが、正式な名称としてはこういうものでどうでしょうか。そのうち略称はどこかでどなたかがつくられるでしょうけれども、正式な名称としてはこういうことでよろしいでしょうか。

(発言者なし)

【高橋委員長】それでは、引き続きまして、要綱案の「第1 子の返還に関する事件の手続」の中の「1 通則」の部分について説明をいたします。

【和波幹事】それでは、本規則の中身について御説明をして参りたいと思います。資料1の要綱案の3ページを御覧ください。

子の返還申立事件は、双方当事者が対立する構造をとっておりまして、家事事件手続法における別表第二審判事件に類似していることから、法は、家事事件手続法の別表第二審判事件をベースとしてつくられております。したがって、本規則の作りも家事事件手続規則をベースとしており、そのため、本規則においても、家事事件手続規則と同じ、あるいは同様の規定が少なくございません。これからの説明におきましては、家事事件手続規則と同様の規定については簡単なものとさせていただきます。本規則で新規に置くことを考えている規定を中心に御説明をさせていただきたいと思います。なお、家事事件手続規則と同じ規定につきましては、これを準用するという考えられるわけでございますけれども、利用者から見たときの分かりやすさ、特に申立人が外国人である可能性が高いといった点を重視いたしまして、本規則では基本的に規則の内容、規定の内容を書き下ろすということにしております。

まず、「第1 子の返還に関する事件の手続」のうち「1 通則」の「(1) 当事者等が裁判所に提出すべき書面の記載事項」でございますけれども、この部分につきましては家事事件手続規則1条と実質的に同趣旨の規律でございます。違っておりますのは、まず、「子の返還に関する事件の手続に参加した子」とある部分でございます。手続への参加者につきましては、家事事件手続法におきましては「利害関係参加人」というふうにされておりますけれども、このハーグに関する法律におきましては

「手続に参加した子」のみとされておりますことから、これに合わせたものでございます。

また、「手続代理人の郵便番号及び電話番号」、これはファクシミリの番号も含まれますけれども、これにつきましては申立書、答弁書等の書面に共通する記載事項というふうに考えておりますため、非訟事件手続規則1条を参考にしまして通則として規定するというようにいたしました。もっとも、本規律の趣旨は、迅速に連絡を取る手段を確保するというようにございますので、プライバシーの保護等にも配慮いたしまして最低限の情報を求めるという趣旨から、弁護士代理人、すなわち手続代理人についてのみの記載事項というふうにしております。

「(2) 裁判所に提出すべき書面のファクシミリによる提出」と、次のページに参りますが、「(3) 裁判所に提出する書面に記載した情報の電磁的方法による提供等」は、それぞれ家事事件手続規則2条及び3条と実質的に同趣旨の規律でございます。

続いて「(4) 申立てその他の申述の方式等に関する民事訴訟規則の準用」でございますが、これは民事訴訟規則1条が規律する「申立て等の方式」や、4条が規律しております「催告及び通知」、5条が規律する「書類の記載の仕方」をそれぞれ準用するというものでございまして、家事事件手続規則5条と同趣旨の規律となっております。

【高橋委員長】ただいまの説明についての御意見、御質問を承ります。いかがでしょうか。

山本幹事。

【山本幹事】3ページの1の(1)のiの部分ですが、最後のところで「代理人の氏名及び住所」となっているところで、この「代理人の氏名」とあって、名称がないということについてです。

この氏名、名称というのは、私の理解する限りは自然人と法人というものを書き分けているということであろうというふうに思っています。当事者につきましては、この氏名と名称というのはかなり丁寧に書き分けられていて、例えば個人再生に関する規則では名称がないとか、かなり自然人か法人かということ意識した書き分けがされているように思うのですが、代理人につきましては、この全ての規則について氏名だけということになっていて、それを見る限りでは、法人が代理人になることが余り想定されていない規定ぶりになっているように思われます。

ただ、もちろん後見人については法人もなることができるということは法律でも明らかにされているところというふうに承知しておりまして、代理人についても名称というものが必要ではないかということとは、かねてちょっと問題意識として持っております。

ただ、これはこの規則だけの問題ではなくて、民事訴訟規則を初めとする民事関係の規則全般に当てはまることだというふうに思いますので、そうなるとこの諮問の範囲を超えているということになると思いますし、それぞれの規則についてそれぞれ精査が必要だというふうに思いますので、ここでどうこ

うしてほしいということではありません。この規則はこれで結構だというふうに思うのですが、ただ、しかるべきときに民事関係の規則全体について少し見直しをしていただきたいという希望を申し上げさせていただきたいと思います。

【和波幹事】今、山本幹事に御指摘をいただきました点は、非常に重要な点だというふうに事務局としても考えております。

今、御説明をいただいたとおりでございますが、實際上、代理人には法人が含まれるということは当然で、そういう意味では名称を入れるということには合理性がございます。一方で、これはほかの規則でも同じような規律がございます、それと併せて検討する必要があるということがございますので、この規則制定諮問委員会では従来と同じような形で規律をさせていただき、今後その改正の必要性等については検討させていただきたいというふうに考えております。

【高橋委員長】青山委員。

【青山委員】ちょっと些末なことですけども、3ページの(2)のivのところの条文がこれでいいのかどうかということです。「法111条2項」ということになっているのですが、これは私、古い版をいただいたのかもしれませんが、112条ではないかと思うのですが、違いますでしょうか。

これは準用している条文を言っているわけではないということですか。そういうふうにしたものですか、112条ではないかと思ったのですが。

【和波幹事】今、御指摘をいただきました(2)のivのところの「法111条2項」は、111条2項「の申立て」というところに係っております、法律の111条2項で「申立てにより」ということでその申立てが特定されておりますので、それを意味するという形で記載をさせていただいております。

【青山委員】分かりました。

【高橋委員長】ほかに、いかがでしょうか。

【和波幹事】少し補足をさせていただきたいと思いますが、ちょっと括弧が複数になっておりまして若干読みにくいところかと思っておりますけれども、この「111条2項」の後のここから括弧が始まっております、括弧内で「準用する場合を含む。」ということまで書いております。

この「116条1項」の後にさらに括弧がございますが、これは「準用する場合を含む」場合に、さらに、いわゆる孫準用のものを括弧の中に入れておりますので、括弧としてはその括弧の中にさらに括弧があるということで、そこを全て除いていただきますと、111条2項はその括弧を全て除いて一番最終行の「の申立て」というところに係ることになりますので、その趣旨で御理解いただければと思います。

【高橋委員長】よろしいでしょうか。



引き続きまして、要綱案の「第1 子の返還に関する事件の手續」のうちの「2 子の返還申立事件の手續」の「(1) 総則」の部分について説明をお願いします。

【和波幹事】それでは、説明を続けさせていただきます。

要綱案で申しますと、4ページの下の方になりますけれども、第1の「2 子の返還申立事件の手續」の「(1) 総則」に参ります。

まず、「ア 管轄」の「(ア) 移送の申立ての方式」につきましては、移送の申立てを原則として書面によるものとし、その理由を明らかにすることを求めるものでありまして、家事事件手續規則7条と同趣旨の規律になります。

次に、4ページから5ページにかけてに参りますが、「(イ) 移送等における取扱い」は、法37条2項の規律、すなわち、返還申立てを受けた家庭裁判所が、その管轄に属しないと認める事件を管轄を有する家庭裁判所以外の家庭裁判所に移送できるとするものと、同条4項の規律、すなわち、自らの管轄に属する事件を他の家庭裁判所に移送できるとするものが適用される場合におきまして、当事者及び手續に参加した子の意見を聴くことができるとする部分でございます。それから、同条3項のいわゆる自庁処理の裁判をする場合に、当事者及び手續に参加した子の意見を聴かなければならないとするものの部分でございます。家事事件手續規則8条と同趣旨の規律になります。

5ページの「(ウ) 移送に関する民事訴訟規則の準用」でございますが、家事事件手續規則9条と同趣旨の規律になりまして、移送の裁判が確定したときは、移送の裁判をした裁判所の裁判所書記官は、移送を受けた裁判所の裁判所書記官に対して訴訟記録を送付しなければならないとする民事訴訟規則9条を準用するものでございます。

続きまして、5ページの「イ 裁判所職員の除斥、忌避及び回避」ですけれども、(ア)から(オ)まで、すなわち「(ア) 除斥又は忌避の申立ての方式等」、「(イ) 除斥又は忌避についての裁判官の意見陳述」、「(ウ) 裁判官の回避」、「(エ) 裁判所書記官の除斥等」、「(オ) 家庭裁判所調査官の除斥及び回避」につきましては、いずれも家事事件手續規則10条から14条までと同趣旨の規律になります。もっとも、子の返還に関する事件では規定のございません。参与員、家事調停官及び簡裁の書記官に関する部分は除かれております。

また、調停委員につきましては、家事事件手續規則が直接適用されるということになるため、調停委員についても規定はございません。

続きまして、6ページに参ります。「ウ 当事者能力及び手續行為能力」のうち「(ア) 法人でない社団又は財団の当事者能力の判断資料の提出等」につきましては、法人でない社団等の当事者能力の判断資料の提出について、民事訴訟規則14条を、法定代理権等の証明について15条前段を、法定代理

権の消滅の届出について17条前段をそれぞれ準用するものですが、前二者、すなわち当事者能力の判断資料の提出及び法定代理権等の証明については、家事事件手続規則15条と同趣旨の規定です。一方、法定代理権の消滅につきましては、法43条1項が家事事件手続法20条とは異なり、民事訴訟法36条1項を準用していることから、本規則でも家事事件手続規則16条とは異なって、民事訴訟規則17条前段を準用するというようにしております。「(イ)法人の代表者等への準用」ですが、これは家事事件手続規則17条と同趣旨の規律です。

次に、「エ 参加」のうち「(ア)参加の申出の方式等」は、家事事件手続規則27条と同趣旨の規律になります。もっとも、子の返還に関する事件の手続におきましては、当事者として参加できる者は「当事者となる資格を有する者」に限られておりますことから、その旨を規則上も明記するというふうにしております。また、返還を求められている子は、法48条2項で手続参加の相当性が判断されることとなりますけれども、利害関係を個別に疎明する必要性というのはございませんので、疎明資料を求める規律は除いているということになります。

次に、「(イ)手続からの排除の通知」ですが、これは家事事件手続規則28条と同趣旨の規律になります。

続きまして、6ページから次の7ページにかけてですが、「オ 手続代理人」の「手続代理人の代理権の証明等」でございますけれども、これは手続代理権の権限の証明及び消滅の通知につきまして、民事訴訟規則23条を準用するというものでございます。基本的には家事事件手続規則18条と同趣旨の規律ですけれども、法は、家事事件手続法とは異なりまして、手続代理権の消滅の通知についても民事訴訟法と同じ規律としておりますことから、家事事件手続規則18条とは異なりまして、ここでは民事訴訟規則23条をそのまま準用することとしております。

次の「カ 手続費用」の「(ア)手続費用に関する民事訴訟規則の準用」は、民事訴訟規則第1編第4章第1節の規定を準用するものでございまして、家事事件手続規則20条と同趣旨の規律になります。「(イ)手続上の救助の申立ての方式等」は、同じく21条と同趣旨の規律ということになります。

引き続き、7ページの「キ 子の返還申立事件の審理等」ですけれども、「(ア)受命裁判官の指定及び裁判所の囑託の手続」は、家事事件手続規則36条及び45条と同趣旨の規定です。

また、「(イ)期日調書の形式的記載事項」、8ページに参りまして「(ウ)期日調書の実質的記載事項」、「(エ)期日及び期日調書に関する民事訴訟規則の準用」、「(オ)子の返還申立事件の記録の正本等の様式」につきましては、いずれも家事事件手続規則31条から34条までと同趣旨の規律になります。

ただし、「(ウ)期日調書の実質的記載事項」ですけれども、この部分は法に合わせて「和解」を

追加するなどの規定を整備しております。

9ページに参ります。「(カ)住所等表示部分の閲覧等又はその複製の許可の申立て」でございますが、これは法62条4項を受けた新設規定となります。法は、外務大臣から提供を受けた相手方又は子の所在情報である住所等表示部分の閲覧等につきましては、家事事件手続法47条3項とは異なりまして、当事者からの申立てであっても、相手方の同意があるとき又は強制執行をするために必要があるときを除いては、許可をしないというふうにしております。そこで、当事者が住所等表示部分の閲覧等の許可の申立てをするに際しまして、その特別の要件があることを明らかにする資料の提出を求めることとして、許可の判断をしやすくするというふうなことを考えてございます。また、法62条4項は同条3項を前提としておりまして、「当事者」による閲覧等の申立てのみを適用対象としておりますため、本規律につきましても当事者による申立ての場合に限って適用されるということを明確にしております。

「(キ)子の返還申立事件の記録の閲覧等又はその複製の許可」につきましては、記録の閲覧等の許可をするに当たっては許可する部分の特定を要するとするものでございまして、家事事件手続規則35条と同趣旨の規律でございます。

9ページから次の10ページにかけての(ク)から(セ)まで、すなわち、「(ク)受命裁判官又は受託裁判官の期日指定」、「(ケ)期日変更の制限」、「(コ)裁判長等が定めた期間の伸縮」、「(サ)受継の申立ての方式等」、10ページに参りますけれども「(シ)当事者の死亡の届出」、「(ス)送達」、「(セ)書類の送付」につきましては、いずれも家事事件手続規則と同趣旨の規律になります。

以上でございます。

【高橋委員長】ただいまの説明につきまして、御意見、御質問をお願いいたします。

青山委員。

【青山委員】順序は少し先に行くかもしれませんけれども、今のところの9ページの(カ)のところでございます。「住所等表示部分の閲覧等又は複製の許可の申立て」の際に出すべき資料でございますけれども、この法62条4項2号で強制執行する場合でございますが、強制執行するために必要であるときという場合に、それに該当することを明らかにする資料ということについてお伺いしたいと思います。

これは既に債務名義が確定して、これで強制執行しようということだと思っておりますが、それが必要であるということの資料としては、ただ、こういう強制執行するための債務名義があるという、債務名義を出すだけでは足りないということだろうと思っておりますが、具体的に解釈論として強制執行するために必要であるという資料としてどのようなものを想定しておられるのか、教えていただきたいというのが質問の趣旨でございます。

【和波幹事】ただいまの御質問の点でございますけれども、ここは解釈にわたる部分で、今後、最終的には運用でも検討していかなければいけない部分かと思いますが、2号の強制執行のために必要な書類としましては、基本的にはもうこれから強制執行に着手をする必要があるということが分かればよいというふうに考えておりますので、基本的には債務名義等で足りるのではないかと考えております。この執行につきましては、まず、間接強制が前置されるということになりますが、間接強制の申立ての段階では、特に相手方の住所というのは必要にならないというふうに考えられます。具体的に必要になりますのは、間接強制の決定が出され、その間接強制金の執行に着手する段階、この段階では相手方の住所というのが当然に必要なって参りますので、間接強制についての決定が出されて、それが相手方に送達をされ、その間接強制金の執行の必要性が明らかになる。そういった書類を提出していただければ、これは必要性の資料としては足りるのではないかとこのように現状では考えております。

【青山委員】分かりました。

【岡委員】若干補足させていただきますと、2号では強制執行のために必要な場合のみ書いてありますが、ただいま和波幹事から説明がありましたように、細かく言いますと、間接強制決定がされて、その間接強制金の金銭執行をする場合という場面と、もう一つは代替執行を使う場合に解放実施をするという場面において初めて子供、相手方の住所というのが必要になりますので、その段階で必要性を疎明して閲覧の申出をするということになるかと思えます。したがって、その段階に至っていて、こういう必要があるんだという形で申立て、あるいは資料の提出をしていただくということになるかと思えます。

以上でございます。

【高橋委員長】よろしいでしょうか。

それでは、次に移りまして、要綱案「第1 子の返還に関する事件の手続」のうちの「2 子の返還申立事件の手続」の「(2) 第一審裁判所における子の返還申立事件の手続」、この部分について説明をいたします。

【和波幹事】それでは、要綱案の11ページからになりますけれども、「(2) 第一審裁判所における子の返還申立事件の手続」に参りたいと存じます。

まず、「ア 子の返還の申立て」の「(ア) 子の返還申立書の記載事項等」は申立書の記載事項を定めるものでございますけれども、子の返還申立事件の手続の特殊性を踏まえた新たな規律がございます。子の返還手続におきましては、裁判所が紛争の全体像を早期に把握しまして、主張及び証拠の整理を行い、迅速に審理をする必要性が認められる一方で、当事者の双方ともに代理人弁護士がつくということが現状では想定されるというふうに考えております。また、法制審議会の部会でも議論がございました。

けれども、子の返還手続きにつきましては、返還事由及び返還拒否事由について、いわゆる客観的証明責任があるというふうに解されておりまして、法77条にも規定がありますとおり返還事由については申立人が、返還拒否事由については相手方が積極的に資料を提出することとされておりまして、それに加えて、このハーグ事件につきましては迅速性が求められますことから、労働審判規則等を参考にいたしまして、申立書、それから先に出て参ります答弁書の記載事項についての規定を設けることといたしました。具体的に申し上げますと、まず(ア)のiでございますが、この法27条各号に掲げる事由というのは、いわゆる返還事由というふうなことになります。法70条は申立ての内容を特定する事実、すなわち申立ての趣旨及びハーグ条約に基づいて子の返還を求める旨の記載で足りるということとしておりますけれども、迅速な審理をするためにはそれだけでは不十分であるというふうと考えられますことから、申立書においては返還事由を明示しなければならないということにしております。加えて、iiの前段で「予想される争点」も記載してもらうこととしております。これは、具体的には、返還事由のうち相手方によって否認される可能性があるために申立人による立証活動が必要になるものと、返還拒否事由のうち申立人が先行して否認するものなどを指しております。そして、iiの後段で、それらに関連する重要な事実についても申立書の段階で記載してもらうこととしておりまして、裁判所が早期に争点を把握できるようにしております。続いて、iiiですが、返還事由及び予想される争点についての証拠の記載でありまして、どのような証拠があるかということに記載してもらうことを予定しております。なお、ここで記載した証拠のうち、証拠書類があるものにつきましては、次のにおいて、その写しの添付を求めるということにしております。ivですが、監護者の指定の審判事件といった、いわゆる本案事件が係属している場合には、係属裁判所とその事件番号の記載を求めるとしているものでございます。子の返還申立事件が係属しますと、法152条によりまして親権者の指定等のいわゆる本案の裁判をすることが原則として禁止されるということになりますけれども、裁判所としては本案の裁判が係属しているか否かが分からないことがございますので、それを知らせてもらうために記載していただくものということになります。

「(イ)申立ての通知」は、子の返還申立てがあった場合に、外務大臣に対してその申立てがあったことを通知するものとしてございます。裁判手続が始まりますと、裁判所は相手方又は子の住所等を照会するための調査囑託を行うなど、中央当局との間で連携を図る必要がございますし、中央当局自体も、条約上、任意かつ迅速な子の返還を促進する責務を負っておりますことから、子の返還申立てがあった旨を知る必要があるというふうと考えられます。そこで、子の返還申立てがあった場合には、その旨を外務大臣に通知することとしたものでございます。なお、我が国における中央当局である外務大臣には、手続の経過を逐一通知するというにはしておりませんで、手続のいわゆる入口と出口に当た

ります，申立てがされた段階と，終局決定が確定した段階や手続が終了した段階で，速やかに通知をするということにしております。

11ページから次の12ページにかけましての(ウ)から(カ)まで，すなわち「(ウ)子の返還申立書の補正の促し」，「(エ)子の返還申立書の却下の命令に対する即時抗告」，12ページに参りまして「(オ)参考事項の聴取」，「(カ)申立ての変更の通知」は，いずれも家事事件手続規則38条から41条までと同趣旨の規律になります。

「(キ)答弁書の提出期限」，「(ク)答弁書の提出等」でございますけれども，先ほども申し上げましたとおり，これは争点及び証拠の整理手続を円滑にするために相手方から答弁書の提出を求めるとしたものでございます。申立書の記載事項の箇所でも御説明申し上げましたけれども，迅速に審理を行うべき子の返還申立事件におきましては，早期に双方の主張を突き合わせて争点を把握するといった審理運営となることが典型的に予想されております。そこで，これを円滑にするために，答弁書の提出期限を定めるとともに，その期限までに，まずiですが，申立ての趣旨に対する答弁，iiで返還申立書に記載された事実に対する認否というのを求めることとしております。そして，iiiで「法28条1項各号に掲げる事由であって，答弁を理由付けるもの」の記載を求めています。これは法28条1項に規定しております，いわゆる返還拒否事由として法定されているもののうち，相手方として主張したいと考えているものを意味します。子の返還申立事件につきましては，当然のことながら，弁論主義が適用されるというわけではございませんので，答弁書の認否によって自白が成立するといったことはございませんし，答弁書に記載がされなかったからといって，裁判所は記載されていない返還拒否事由を考慮しなくてもよくなるというものではないと考えておりますが，迅速な審理のためにこういった記載を求めるということにしております。そして，ivですが，相手方が主張したいと考えている返還拒否事由のうち，申立人が争うことが予想されるものですとかそれについての重要な事実等の記載を求めまして，さらに，vで，相手方の主張する返還拒否事由や予想される争点ごとの証拠の記載を求めるとともに，併せまして，では証拠書類の写しの添付も求めております。このほか，に戻りますが，viで本案係属裁判所等の記載を求めるとしている点は申立書の記載事項で述べたところと同趣旨になります。

なお，答弁書の提出期限を定めるということ自体は，これは終局決定以外の裁判というふうには考えられますので，相手方に対して相当と認める方法で告知するということが効力が生じることとなります。法98条に規定がございますが，実務上は，これも今後検討されるべきところでございますけれども，呼出状とともに答弁書の提出期限を知らせるといったことも考えられるところでございます。

次に，12ページから13ページにかけての部分ですが，「イ 子の返還申立事件の手続の期日」の「(ア)音声の送受信による通話の方法による手続」，「(イ)手続代理人の陳述禁止等の通知」，そ

れから、「ウ 事実の調査及び証拠調べ」に入りまして、これの(ア)から(ウ)まで、さらに14ページに参りまして「エ 裁判」の「(ア)終局決定の確定証明書等」までにつきましては、いずれも家事事件手続規則と同趣旨の規律になります。

続いて参りまして、「(イ)終局決定の確定の通知」でございますけれども、これは外務大臣に対しまして子の返還手続の結果を通知するというものになります。先ほど、手続の入口と出口において外務大臣に通知するという事を申し上げましたけれども、この通知が出口の通知に当たることになります。

なお、終局決定の確定でございますが、これは第一審の終局決定に対する即時抗告がなく、抗告期間が満了したときか、あるいは抗告審で即時抗告に対する裁判が告知されたとき、この時点で確定するという事になります。そして、ここではその旨を通知するというふうに記載しておりますが、ここでいう「その旨」とは、終局決定が確定したことのみを指すというふうに法制上解されますので、規則上は、終局決定が確定した事実のみを通知することが義務付けられるという構成になります。しかしながら、もちろん運用上はいわゆる行政共助として具体的な決定内容を知らせるということは想定されておまして、それによって中央当局たる外務大臣、外務省はその内容を知ることができるということを予定しております。

それから、「(ウ)終局決定の方式等」, 「(エ)脱漏した手続費用の負担の裁判を求める申立て」につきましては、いずれも家事事件手続規則と同趣旨の規律になります。

引き続き、15ページに参りますが、15ページの「オ 裁判によらない子の返還申立事件の終了」のうち「(ア)裁判によらない子の返還申立事件の終了の通知」と申しますのは、取下げや和解、あるいは当然終了等によって、手続が終了したこと、これを通知するというものでございます。これも手続のいわゆる出口の通知に該当するというふうに考えられます。なお、通知を行う裁判所がどこかという点は、規則上は明記しておりませんが、実際に通知をする裁判所は、記録がある裁判所というふうに考えられますので、この点につきましては今後検討しております逐条解説等で説明することを考えております。

また、通知をする内容であります「その旨」というのは、ここでも、先ほど御説明したのと同様でございますが、「裁判によらないで終了した旨」ということを指すこととなりますので、和解や取下げといった終了事由、あるいはその日付ということをお知らせすることを想定しております。しかしながら、条約の7条2項h号等におきまして、中央当局は子の安全な返還を確保するための必要かつ適当な行政上の措置をとるとされておりますことから、中央当局としましては、その終了事由を知っただけでその活動が終了するということにはなりません。例えば、返還の方向で終了したのか否か、そういったことによっては更なる中央当局としての活動を開始するかどうか、これを検討することになるというふうに

考えられます。したがって、実務上の運用としましては、終了の方向性についても重要な情報として中央当局と裁判所の間で共有すべきというふうには考えられますが、一方で、例えば、和解や付調停の場合にどのような事実を告げればよいのかというのは必ずしも一義的に明確ではございませんで、事案によって異なり得るということから、一義的に規則で規定するということは困難であることを考慮いたしまして、規則事項としては終了事由や日時等に留めるということにしております。もちろん、その他の情報につきましては、行政共助として裁判所から中央当局に対して提供することができるということをご前提としておりまして、規則上は、通知の対象を「その旨」に限定するという整理でございます。

それから、「(イ)子の返還の申立ての取下げ等があった場合の取扱い」でございますが、当事者や手続に参加した子に終了を知らせるというものでございまして、基本的には家事事件手続規則52条と同趣旨の規律でございます。しかしながら、**ハ**についてですけれども、これは付調停によって調停が成立した場合のハーグ特有の規律になっております。すなわち、法の枠組みとしまして、子は、子の返還申立事件に参加をしていたとしましても、当該事件が調停に付されたような場合に、付調停先の調停事件に当然に利害関係参加するということにはなっておりません。そうしますと、子の返還申立事件に参加した子が、調停について利害関係参加をしなかったような場合に、その調停の成立を知らず、したがって、子の返還申立事件が取下擬制になっていることも知らないということがあり得ます。したがって、そのような場合に、調停に参加していなかった子にその旨の通知をすることにしたものでございます。

「(ウ)和解」の **ハ** ですけれども、ハーグ法が民事訴訟法を準用しておりますので、対応する民事訴訟規則を準用するというものでございます。**ハ**は、当事者が和解をしたときに、手続に参加した子がその旨を知らないということがあり得ますので、裁判所書記官から手続に参加した子に対し、その旨を通知するとしたものでございます。

以上でございます。

【高橋委員長】ただいまの説明につきましての御意見、御質問をお願いいたします。

竹下委員。

【竹下委員】大変細かいことですが、ちょっと伺っておきたいと思うことがあります。それは、「事実の調査の通知」のことですが、今回の実施法84条では、「家庭裁判所は、事実の調査をしたときは、特に必要がないと認める場合を除き、その旨を当事者及び手続に参加した子に通知しなければならない」ということになっております。これに対して、家事事件手続法63条の方は事実の調査をした場合において、その結果が当事者による家事審判の手続の追行に重要な変更を生じ得るものと認めるときは通知をしなければならないということになっており、多少、この規定の文言上は通知をすべき場合に違



いがあるように見えます。恐らく、これは外国人がこの返還手続を利用するという点から、日本の手続の透明性を一般の場合よりもより一層確保する必要があるというところから出てきている違いではないかと思われるわけです。

そうしますと、特に外国の人から見ますと、家庭裁判所調査官の調査が行われたということ、その結果が非常に重要な意味を持つのではないかと思われるのではないかと考えられるわけです。

ところが、実際には、重要なことについて報告書によらないで、口頭で調査官の調査の結果が裁判所に知られるということはないのだと思います。口頭で済ますというのは、それほど重要なことでない場合である。だから、日本人としては、これで十分理解できるのですけれども、外国の当事者が家庭裁判所調査官の調査があったということは、この法律の84条で知らされた。そこで、その結果はどうなっているのかと記録を見ると、口頭で報告の場合には、それが記録に出てこないということになるのか、それとも今の13ページのウの(ア)の、「事実の調査については、裁判所書記官は、その要旨を子の返還申立事件の記録上明らかにしておかなければならない」というので、ここには、要するに口頭で報告があったということが記載されるのかどうか。非常に細かいことなのですけれども、日本の手続に対する国際的な信頼とかかわるかなという気がするものですから、その辺についてはどういう考えなのか御説明いただければと思います。

【和波幹事】その点につきましては、今後の運用にかかわる部分がございますので、今、先生におっしゃっていただいたような趣旨も踏まえて検討していく必要があるかと思っておりますけれども、基本的に調査官の調査がされたような場合には、その報告書によるというのが一般的な理解だろうかとは思っております。ですので、それを閲覧等していただくというのが第一義的なもので、口頭による部分というのは、あまりそこは重要なものではないという前提で、その報告書を開示することで、基本的には、当事者に対して透明性の高い手続というのは実施できるのではないかというふうには考えております。

【竹下委員】恐らく、日本人同士はそれで十分分かると思うのですね。そんな重要なことを口頭の報告で済ますということはあり得ないだろうと。だから、重要なことならば、必ず報告書で調査官から家庭裁判所に報告されるだろうということは分かるのですけれども、外国の人は規定上見ますと口頭でもいいと一方では書いてある。口頭で報告するような場合でも、通知は行く。さっき言いました法84条で事実の調査をしたという通知は行くということになると、その通知があったからどんなことが報告されたのだろうかと考えて見たときに、それは実は口頭で言われたから何も記録上は残っていませんよというのでは、多少、手続の透明性という点で懸念があるかなと思ったわけです。しかし、これは、おっしゃるとおり実際には運用の問題ですから、運用の問題として口頭での報告で済ますということはめったにないのでしょうか、なるべくどんな簡単なことでも書面につくって、この手続については記録上分

かるようにしておくような、そういう運用をしていただければよろしいのではないかと思います。

以上で結構です。

【高橋委員長】この辺りが一番メインといえますか、手続の中心部分でございますが、ほかに御質問、御意見はいかがでしょうか。

(発言者なし)

【高橋委員長】6週間という期限が設けられている手続ということで、実務では急いでしなければならないということになるかと思いますが、その辺はまた実務の方でいろいろと工夫をしていただくといたしまして、では、審議は次の「(3)不服申立て」から「(5)再審」までについて説明をお願いいたします。

【和波幹事】それでは、15ページになりますけれども、「(3)不服申立て」の御説明をさせていただきます。

まず、「ア 終局決定に対する即時抗告」のうち「(ア) 抗告状の記載事項等」の でございますが、こちら第一審と同様に即時抗告に関する手続を迅速に進めるという観点から、抗告状に抗告の理由の記載を求めるとしているものでございます。家事事件手続法及びその規則におきましては、即時抗告の際に抗告の理由の記載を求めておりません。しかしながら、子の返還申立事件につきましては、攻撃防御方法が比較的明確な類型でありまして、第一審での審理というのも現時点では争点中心主義で行われるということが想定されております。さらに、そういった審理を踏まえまして、終局決定についても争点を中心とした説示がされるのではないかというふうに考えられますことから、抗告人としましては、争点がどこで、裁判所の判断のどこに不満があるかということについて比較的容易に把握することができるというふうに考えられます。そこで、家事事件手続規則とは異なりまして、抗告状におきまして、抗告の理由を明らかにすることを求めることといたしました。もっとも、実務的には補充書の追完といったものが認められないというわけではございませんで、抗告期間内に可能な限度で記載を求めるということを前提としたものではございます。

次の でございますが、これは抗告状の写しの添付を求めるというもので、家事事件手続規則54条と同趣旨の規律でございます。また、15ページから次の16ページにかけましての「(イ) 抗告裁判所への事件送付」も、家事事件手続規則と同趣旨の規律になります。

次の16ページの「(ウ) 反論書」でございますけれども、これは第一審における答弁書に相当するものというふうに考えられますが、民事訴訟規則183条と同趣旨の規律になります。すなわち、抗告状においても第一審の家裁の決定に対する不服の理由というものが明らかにされておりますので、相手方当事者からも、これに対する主張あるいは反論というものが明らかにされれば、抗告審における争点

を早期に確定することができ、迅速かつ充実した審理を行うことができるようになるというふうを考えられます。そこで、期限を定めまして、反論書の提出を命ずることができるようにしております。なお、ここで用いております「主張」という言葉でございますけれども、これはいわゆる証拠と区別された特別の意味内容を有する弁論主義で用いられるような用語ではございませんで、「述べている」というような一般的な意味で用いております。こういった「主張」の用例といいますのは、同じく非訟の手続であります労働審判規則でも用いられているところでございます。

「(エ) 原審の終局決定の裁判書の引用」は、家事事件手続規則59条と同趣旨の規律です。

「(オ) 第一審の手続の規定及び民事訴訟規則の準用」につきましては、基本的に家事事件手続規則60条と同じ構造になっております。ただし、ハーク特有の規律でございます中央当局への通知につきましては、事件が係属中であるということは既に第一審の申立てがあった旨の通知、従前出ておりますけれども、この申立ての通知によって中央当局が把握しているということになりますので、抗告申立てがあったことについての通知はしないというふうにしております。また、先ほど御説明したとおりですが、抗告審では答弁書に対応するものとして反論書の規律というものが特に規定されてございますので、「(キ) 答弁書の提出期限」と「(ク) 答弁書の提出等」、この規律も除くという形にしております。

以上が即時抗告についての御説明となります。

続きまして、特別抗告について御説明申し上げます。

この特別抗告の段階では既に裁判というものは確定しておりますので、迅速処理の観点から独特の工夫を入れるといったことはしておりませんで、家事事件手続規則と同趣旨の規律というふうになっております。

具体的に申し上げますと、「イ 終局決定に対する特別抗告」のうち「(ア) 特別抗告をする場合における費用の予納」では予納義務を定め、17ページにかけてになりますが、「(イ) 特別抗告の抗告提起通知書の送達及び送付」で、抗告提起通知書を抗告人に送達するとともに、原審における当事者及び手続に参加した子に送付するという事としております。

そして、「(ウ) 特別抗告の抗告理由書の提出期間」で、その送達から14日以内に抗告理由書を提出すべきということを定めております。

また、抗告理由書の写しの添付数を定めた「(エ) 特別抗告の理由を記載した書面の写しの添付」や「(オ) 抗告裁判所への事件送付」、18ページにかけて参りますが、「(カ) 特別抗告の抗告理由書の写しの送付」も、家事事件手続規則と同趣旨の規律になっております。

少しだけ家事事件手続規則と異なりますのは、18ページの「(キ) 執行停止の申立ての方式等」になります。は、特別抗告に伴う執行停止の申立てについては書面でしなければならないとするもので

ございまして、この部分は家事事件手続規則67条と同趣旨の規律になります。

一方で、でございますが、執行停止の裁判が実際に出された場合、あるいは執行停止の裁判が効力を失った場合に、これを外務大臣に通知するとするものでございます。その趣旨は確定した裁判の効力の停止等を知らせるということございまして、これは新たな規律を設けるものということになります。

また、「(ク)差戻し等の通知」でございますが、特別抗告審で破棄された場合には、これがいわゆる自判の場合であれ、差戻しの場合であれ、既に一旦確定した段階でした通知とは異なる結論が出る、あるいは、出る可能性が高いという事態に至っておりますので、そのことを外務大臣に知らせるための規律ということになっております。

「(ケ)即時抗告の規定及び民事訴訟規則の準用」でございますが、これは家事事件手続規則68条と同趣旨の規律になります。

それから、18ページの「ウ 終局決定に対する許可抗告」につきましては、家事事件手続規則69条と基本的には同趣旨の規律です。

同じく18ページから次の19ページにかけまして、「エ 終局決定以外の裁判に対する不服申立て」につきましても、(ア)から(ウ)までの全体を通して家事事件手続規則と同趣旨の規律というふうにしております。

それから、19ページからさらに次の20ページにかけてですが、「(4)終局決定の変更」の「ア 終局決定の変更の手続」は、家事事件手続法にはなく、このハーグの法律に特有の「終局決定の変更」の手続に対応するための規律ということになります。この規律は、再審に関する家事事件手続規則であります73条を参考にしまして、裁判書の写しの添付などを規律しておりますけれども、一方で、終局決定の変更の手続といえますのは、決定確定後の事情変更があった場合の特別の救済手続ということになりますので、におきまして、申立書では「事情の変更によりその決定を維持することを不当と認めるに至った理由」、これは法律に規定している部分ですが、この理由を具体的に記載するということを求めておりまして、これによって手続の蒸し返しを防止するとともに、審理が迅速かつ充実したものになることを予定しております。

「イ 法118条1項の申立て等」につきましては、執行停止の申立てや裁判に関する必要な手当てということになりまして、先ほど特別抗告のところ述べたところと同趣旨の規律となります。

「(5)再審」ですが、この規律も家事事件手続規則73条と同趣旨の規律となっております。

以上でございます。

【高橋委員長】不服申立て関係、御意見、御質問をお願いいたします。

三木幹事。

【三木幹事】16ページの(3)の(エ)の「裁判書の引用」の規定ですが、私は、審判書等の引用方式は見たことはありませんが、判決書に関していうと、引用方式は何か読みにくいといいますが、分かりにくいというところがあるように思います。この裁判は一方当事者が外国人であることが多いということを考えますと、この引用方式を認めるのいかげんなものかという気が少しいたしております。外国の裁判でこういう引用方式というのがどの程度あるのか、ないのか、私はよく存じませんが、やや外国人の方にとっては読みにくい、あるいは異質な感じがするかなという気が少しいたしました。

【和波幹事】今、御指摘をいただいた点につきましては、運用について十分配慮しなければいけない点であろうかと思っております。

規則では、これまでの手続の並びというものも考慮いたしまして、あともう一つは手続の迅速性という点も考慮いたしまして、引用することが可能であるという形で規定をさせていただいておりますけれども、今、三木幹事の方から御指摘をいただきましたとおり、外国人に対する説明をどういふふうに果たすかという観点からは、引用が分かりにくいのではないかという点については十分検討した上で、今後配慮して参りたいというふうを考えております。

【高橋委員長】ほかに、いかがでしょうか。

ちょうど3時前後になりましたので、ここで15分休憩をとりたいと存じます。

(休憩)

【高橋委員長】審議を再開いたします。

「3 義務の履行状況の調査及び履行の勧告」の部分についての説明です。

【和波幹事】それでは、説明を続けさせていただきます。

要綱案で申しますと、20ページでございますが、いわゆる履行勧告の手続につきまして、「3 義務の履行状況の調査及び履行の勧告」において記載しておりますけれども、こちらは家事事件手続規則と同趣旨の規律というふうにしております。

具体的に申しますと、において記録の閲覧等に関する事務が裁判所の書記官事務である旨の規律を設けておまして、では記録の閲覧等の一部許可をした場合の許可の範囲の特定について規定を設けて、子の返還申立事件に関する規律、これに関する規律を準用するというようにしております。それから、次の21ページに参りますけれども、では子の返還申立事件の総則に当たる規定、こちらを包括的に準用するという形をとっております。

以上でございます。

【高橋委員長】ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

(発言者なし)

【高橋委員長】では、次に進んでよろしいでしょうか。「4 出国禁止命令」に移ります。御説明をお願いします。

【和波幹事】続きまして、21ページの「4 出国禁止命令」について御説明をいたします。

まず、「(1) 申立ての趣旨の記載方法」でございますけれども、こちらは旅券提出命令の申立てにおきまして、「提出を求める旅券の特定につながる情報」、こちらをできる限り記載してもらうという規律になっております。法律上は、旅券提出命令につきましては、それに従わない場合に過料の制裁の対象となるようになっておりますけれども、その関係では提出の対象となる旅券というのは具体的に特定されている必要がございます。

さらに、この旅券というのは外務大臣に提出するということとなりますけれども、外務大臣にとりましても保管すべき旅券をきちんと特定するという必要がございますので、提出すべき旅券というのはその主文におきまして、できるだけ明確に特定されていることが望ましいというふうに考えられます。

そうしますと、申立てを受けた裁判所としましては、事案に応じて、中央当局に対し旅券情報について調査囑託をするということが想定されますけれども、その調査囑託を効率よく行うためには、例えば、どの国で発行されたのか、その発行国での登録氏名、その氏名のローマ字の表記といった情報を把握することが望ましいというふうに考えられますので、申立人におきまして、できる限り対象となる旅券の特定につながる情報の記載を求めるということにしたものでございます。もちろん、これは「できる限り」ということでございますので、特定が困難であるからといってその申立てが受け付けられないというものではないというふうに考えております。

次に、「(2) 出国禁止命令の申立ての取下げの通知」ですけれども、これは民事保全規則に倣いまして、密行性が求められる場合がある出国禁止命令事件につきまして、申立ての取下げがあった場合に反対当事者、相手方当事者に対してその通知をする場面を、係属通知などによって相手方当事者が事件を知っている場合に限定するという規律でございます。

「(3) 出国禁止命令の発効等の通知」でございますが、これは出国禁止命令が発効したこと、効力が生じたことにつきまして外務大臣に通知をするというものでございます。出国禁止命令には旅券提出命令が含まれていることが多いというふうに想定されるところでございますけれども、この裁判自体は、告知によって直ちに効力を生じるということになりまして、そうしますと出国禁止命令、旅券提出命令の発効後、直ちに外務大臣に対して旅券が提出されるということがあり得ることとなります。そこで、中央当局である外務大臣が、提出される旅券の保管等の準備をするためにも、出国禁止命令の発令を早期に知らせることが望ましいというふうに考えられますので、出国禁止命令の発効の事実を速やかに通知するということとしております。

また、出国禁止命令の発効後に、その申立てが取り下げられた場合につきましても、同様に外務大臣に通知をするということとしております。

「(4)法128条1項の申立て等」ですが、これは執行停止の方法や裁判等についての外務大臣への通知に関する規律でございます。先ほど申し上げましたとおり、出国禁止命令は告知されると直ちに外務大臣に通知されるということになりますので、事後的にこの執行停止があった場合にはこれを通知して、事務を円滑に進めようという趣旨の規律でございます。

次の21ページの「(5)出国禁止命令取消事件の手続」ですが、これは出国禁止命令の取消事件に関する特別な規律ということになります。出国禁止命令取消事件につきましては、次の22ページの「(7)子の返還申立事件の手続規定の準用」の部分で、子の返還申立事件の規律が包括的に準用されているという形となっておりますけれども、一部は出国禁止命令事件そのものの規律を準用すべきところがございまして、あるいは民事保全規則の規定を準用すべき部分があるということで、この規律を設けているものでございます。

具体的には、の部分で、出国禁止命令取消事件の申立ての取下げの通知については、出国禁止命令の申立ての取下げについての規律を準用いたしまして、におきまして出国禁止命令の取消しの裁判の通知について、出国禁止命令の発効の通知についての規律を準用しております。

また、は出国禁止命令取消事件の裁判書で、出国禁止命令の裁判書を引用できるという旨の規定を置くために、民事保全規則を準用するということとしております。

続きまして、次の22ページに参りますが、「(6)旅券提出の通知」につきましては、外務大臣が、旅券が提出された旨を裁判所に通知しなければならないという旨の規定を設けるものでございます。ここは外務大臣に対して通知を求めるということになっておりますけれども、そもそも法律におきましては旅券提出命令というものが制度として規定されており、その主文につきましても、これは「外務大臣に提出せよ」というような形になることが想定されております。また、提出を命じられた旅券の保管権限というのは外務大臣にあるということが法律に明記されておきまして、外務大臣というのは、この法律に基づく制度のために非常に重要な役割を担う関係者としての地位を有しているというふうに考えられるところでございます。そして、旅券提出命令に従わない当事者に対しましては過料の制裁が課されるということも規定されておりますけれども、裁判所としましては、その旅券の提出を知るためには外務大臣から伝えてもらうということが最も確実であるというふうに考えられます。そういった制度上の位置付け全体、こういったものを考慮いたしまして、本規定では外務大臣の手續上の関係者としての役割、こういったものを重視いたしまして、旅券提出の事実については外務大臣から通知をしていただくということの規定したものでございます。

以上でございます。

【高橋委員長】 出国禁止命令，新しい制度でございますが，御質問，御意見をいただきたいと存じます。

竹下委員。

【竹下委員】 既に今，意を尽くした御説明がありまして，結論としては，原案と同意見でございますから，特に申し上げる必要もないかと思えますけれども，ちょっと指摘しておきたいのは，今の22ページの「(6) 旅券提出の通知」，外務大臣に裁判所規則で一種の義務付けをするという点でございます。行政官庁に民事手続上いろんな通知をするということは倒産事件などでも例があるわけですが，最高裁判所規則で義務付けをするというのはやや例外的な事例かなと思うものですから，一体，裁判所規則で外務大臣にこういう義務を課するというようなことが可能なかどうかということも問題になるかと思えます。

結局，これは憲法77条で定める最高裁判所の規則制定権に基づいて制定された裁判所規則の拘束力の人的範囲といえますか，そういう問題になるかと思えます。恐らく，今，一般的にそう解釈されているのだと思えますけれども，77条1項所定の事項について裁判所規則ができた場合は，その定めている事項に関係をしている者，関係者といえますか，今の御説明にも出て参りましたけれど，手続関係人は，やはり規則の拘束力を受けるというのが一般的な解釈ではないかと思えます。

ただ，77条2項に検察官について，特に検察官も1項で決めた最高裁判所規則に従うということがわざわざ書いてあるものですから，そうなると，本当に裁判手続の直接の関係者，当事者，弁護士とか裁判所職員等にしか効力が及ばないのではないかというような反対解釈が成り立たないこともないのかとは思いますが，一般的には77条2項は念のための規定と解釈されていると思えます。

そうしますと，この場合，外務大臣は今の御説明にございましたように，既に法律の方で旅券の提出先というふうに分けられておりますので，この手続に関する限りは手続関係者だと見てよろしいのではないかと。したがって，外務大臣にこういう義務を負わせるということが決して裁判所規則の所管事項の範囲を超えているということにはならないのではないかと。念のため申し上げます。

【岡委員】 22ページの(6)の規律につきましては，ただいま竹下委員から御指摘いただいたような論点があるものと認識しております。それに加えて，竹下委員の方から極めて懇切丁寧に憲法解釈等について御説明いただきまして，事務局の方も全く同様の解釈に基づいてこの規定を設けることを考えているところでございます。

【高橋委員長】 よろしいでしょうか。

では，ほかにいかがでしょうか。

伊藤委員。



【伊藤委員】先ほど御説明があった、出国禁止命令の申立てに際しての旅券の特定のことですけれども、確かに御説明がありましたように、できる限りということで、厳密な意味での特定を求めるわけではないということはよく分かりました。発行国という程度であれば、それほど負担にならないのかもしれませんが、ただ、法律上の概念でいう特定からすると、その程度では不十分と受けとめられる可能性があるように思います。その辺りはもちろん運用にかかわることですから、今この段階でどうこうということではないと思いますけれども、できる限りという限定よりも特定の概念が先行してしまうことはないように、注意をしなければいけないと感じたところですので、一言申し上げます。

【和波幹事】今、伊藤委員に御指摘いただきました点は非常に重要な点だというふうに事務局としても考えておまして、そのためにまさにできる限りということで限定をつけさせていただいたところがございます。今後はその内容をきちんと当事者に対してどのように説明していくかという点が重要かと思っておりますので、その特定の方が先行しないような形できちんと運用、あるいは説明の段階で当事者に対してこの内容が了知できるように努めて参りたいというふうに考えております。

【高橋委員長】では、次に移ります。次も新しいと申しますか、難しいところがございますが、要綱案の「第2 子の返還の執行手続に関する民事執行規則の特則」の部分について御説明申し上げます。

【岡崎幹事】それでは、要綱案の22ページ、第2の「1 子の返還の強制執行の申立書の記載事項及び添付書類」についてでございますが、子の返還の強制執行のうち、執行裁判所に対する間接強制及び代替執行の申立書の記載事項及び添付書類について定めるものでございます。

は申立書の記載事項を定めるものでありまして、強制執行の申立書の記載事項について定めております民事執行規則21条が、1号で当事者の表示を、5号で求める裁判を、それぞれ必要的記載事項としておりますが、これに加えまして、iにおきまして、子の氏名及び生年月日を、iiにおきまして、確定した子の返還を命ずる終局決定の表示の記載を求めることとしております。また、法137条によりますと、子の返還の代替執行におきましては、返還実施者となるべき者を特定して申し立てることとされておりまして、法139条によりますと、その者を返還実施者として指定することが子の利益に照らして相当でない認めるときには、当該申立てを却下することとされておりまして、子の返還の代替執行の申立書につきましては、iii aにおきまして、返還実施者となるべき者の表示を記載事項としますほか、iii bにおきまして、返還実施者となるべき者が債権者と異なるときは、返還実施者となるべき者を返還実施者として指定することの相当性に関する事項の記載も求めることとしております。さらに、iii cにおきまして、子の返還の代替執行を求めるときには、子の氏名及び生年月日のほかに、子の住所につきましても記載を求めることとしております。

は申立書の添付書類を定めるものでございます。確定した子の返還を命ずる終局決定の正本、子の

生年月日を証する書類の写しのほか、子の返還の代替執行を求めるときには、間接強制前置とされていることを受けまして、間接強制決定の謄本及び当該決定の確定証明書、並びに返還実施者となるべき者が債権者と異なるときは、返還実施者となるべき者を返還実施者として指定することの相当性に関する事項についての証拠書類の写しの提出を求めることとしております。

次のページに行っていただきまして、「2 解放実施の申立書の記載事項及び添付書類」についてでございます。この点は、執行官に対する解放実施の申立書の記載事項及び添付書類について定めるものでございます。

は申立書の記載事項を定めるものでございまして、まず i から iv までにおいて当事者等の表示や連絡先の記載を求めることとしております。v, vi は、解放実施の場所の表示でございます。法 140 条 1 項は、解放実施の場所を原則として債務者の住居その他債務者の占有する場所としつつ、例外として相当と認める場合にはそれ以外の場所で解放実施をすることとしております。そこで、vi では、債務者の住居等以外の場所を解放実施の場所とする場合には、当該場所に加えて、当該場所の占有者の氏名等及び当該場所において解放実施を行うことが相当であることの理由の記載を求めることとしています。

vii は、返還実施者が外国から来日する方であることも多うございまして、滞在期間が限られますことから、解放実施を希望する期間の記載を求めまして、円滑な事務の遂行を図るものとしております。

は申立書の添付書類を定めるものでございます。授權決定の正本、子の生年月日を証する書類の写しのほか、国内の子の引渡しの強制執行において通常提出を求めております債務者及び子の生活状況に関する資料、債務者及び子の写真、その他執行官が解放実施の場所においてこれらの者を識別することができる資料の添付を求めることとしております。

続きまして、「3 子の返還の代替執行に関する通知」でございますが、外務大臣に対する通知を定めた他の規定と同様、執行段階における外務大臣に対する通知について定めるものでございます。執行段階におきましては、授權決定がされたとき及び解放実施の申立てがされたときに、それぞれ、執行機関から外務大臣に対し、通知をしなければならないものとしております。

「4 解放実施に関する債権者等の協力等」でございますが、解放実施における関係者の協力等について定めたものでございます。

国内の子の引渡しの強制執行におきましては、執行官が債権者及び家庭裁判所から情報を収集し、十分な事前準備を行うことが有益であるとされておりまして、そのような実務慣行も見られるところでございます。これを踏まえまして、執行官が、におきましては、債権者に対し、解放実施の前後を問わず、必要な協力を求められることを規定し、から までにおきましては、返還命令等の審理を行いました家庭裁判所が、執行官に対し、必要な協力をすることができることを規定しております。

また、法142条によりまして、外務大臣は、子の返還の代替執行に関し、立会いその他の必要な協力をすることができるかとされておりまして、におきまして、そのために必要な協議等を行うことができることを規定しております。

さらに、 から までの規律によりまして、執行官が職務上作成する書類につきましては、当事者と裁判所との間で共通の資料として利用されることを予定しておりませんので、執行官が解放実施の参考となり得る情報を記載したメモに類する書類であると考えられます。このような書類につきましては、そもそも事件記録には当たりませんが、閲覧等の対象にはならないというふうに考えられますが、明文の規定があった方が、債権者、中央当局、家庭裁判所からの協力も得やすいと考えられますことから、におきまして、確認的に、閲覧制限等の規定を設けております。

「5 子の返還の実施の要件等」でございますが、法は、返還実施者の権限を第三者に委任することはできず、解放実施は、返還実施の前提となるものであり、返還実施者が出頭したときに限りすることができます。また、解放実施を経て初めて適法に返還実施を開始することができるといったことを当然の前提としていると考えられますことから、これらについて明文の規定があった方が、外国人であることも多い返還実施者からの理解を得やすいと考え、 から おきまして、その旨を明記することとしております。

「6 解放実施の目的を達することができない場合の解放実施に係る事件の終了」につきましてですが、いわゆる執行不能について定めるものでございます。民事執行規則13条1項では、執行不能は、調書の記載事項とされておりまして、具体的な執行不能の事由につきましては、民事執行規則上は特段の規定がされておられません。しかしながら、外国人が債権者となることの多い子の返還の代替執行につきましては、不能事由を明記しておくことが手続の円滑な遂行に資すると考えられることから、規則において確認的に規定することといたしました。iは、債務者又は子の不在、iiは、債務者及び子が共にいる場合における解放実施の不奏功。これは、解放実施においては威力行使が制限されておりますことから、説得がうまくいかない場合に、債務者及び子が共にいる場合であっても執行不能になる場合があり得ることを明らかにするものでございます。さらに、iiiは、返還実施者が法140条6項の規定による指示に従わないことその他の事情により、執行官が円滑に解放実施を行うことができないおそれがあるときに手続を打ち切ることを認めるものでございます。

次に、7に参りまして「解放実施に係る調書の記載事項」でございます。解放実施を行った際に作成する調書の記載事項を定めるものでございます。民事執行規則13条4項1号におきまして準用いたしております同条1項1号及び3号から8号までの各記載事項のほか、同項2号の「民事執行の場所及び目的物」に代わるものとして、ここではiにおいて、解放実施の場所の表示のほか、債務者の住居等以

外の場所における解放実施の場合には、相当と認める事由について記載することとしております。また、iiにおいては、子の表示を記載することとしております。

「8 執行事件の記録の正本等の様式及び閲覧等」でございますが、間接強制申立事件及び代替執行申立事件の記録の閲覧等について定めるものでございます。法143条が法62条を準用していることを踏まえ、規則上も同様の準用を行ったものでございます。

以上です。

【高橋委員長】執行手続関係でございますが、いかがでしょうか。

竹下委員。

【竹下委員】どうもたびたび発言して恐縮ですが、24ページの6で「解放実施の目的を達することができない理由による事件の終了」のところですが、これは恐らく趣旨としてはiからiiiまで書いてある事柄が、殊にiの場合、「解放実施の場所において債務者又は子に出会わないとき」というのは、一度行って出会わなかったら、もうすぐ執行不能で終了という趣旨では恐らくないだろうと思います。そうすると、その趣旨を表すためには「解放実施の目的を達する見込みがない場合」とか、何かそういう表現を入れていただいた方がよろしいのではないかという気がするのですね。これも要するに外国人が使う手続で、この規則も当然英語に訳されて外国の人が見るということになると思いますが、1回やってダメだったらもうおしまいと。せっかく返還の決定手続でいろいろ尽力して、最後の執行の段階まで来たら簡単におしまいになっちゃった。結局、目的を達しなかったと受け取られると困るものですから、何かその辺の表現を考えていただければ有り難いと思います。

【岡崎幹事】どうもありがとうございました。

この要綱案の趣旨といたしますところは、今、竹下委員からお話がございましたとおりでございます。行って見て、1回一時的な不在という状況があったから直ちに、あるいは当然に執行不能になるということを決めたものではございませんで、むしろ行って見たところ全戸不在で、生活の状況が窺われないというようなことが典型的な場合でございます。

ただ、何らかの文言上の手当てを加えるかどうかというところでございますが、執行不能の定義について、案文の中でも柱書きにおいて、「次に掲げる場合には、執行官は、解放実施の目的を達することができないことを理由として、解放実施に係る事件を終了させることができるものとする」というような文言を採用しております。その各号におきまして解放実施の目的を達することができない場合のことをいっているのだというのは、柱書きのところでは表現をしてはどうかと考えた次第でございます。

【竹下委員】原案の御趣旨はそういうことなのだと思うのですけれども、これだけ読むと、このiからiiiまで書いてあることを1回やって見て、ダメだったらもうその目的を達することができないことを

理由として終了できると読まれはしないかということなのですね。だから、見込みがないというふうに、これももちろん主観的な問題になるのですけれども、客観的に見ても、この事件ではもうこういう状況では目的は達成できないでしょうということになったら、執行不能でやめられるということを規定の文言上明らかにした方が良いのではないかというのが、私の今申し上げた趣旨ですけれども、お考えいただければ結構でございます。

【高橋委員長】では、検討していただくとして、ほかにいかがでしょうか。

竹下委員。

【竹下委員】ちょっとよろしいですか、引き続きで。

これは実際は法律をつくる時の問題だったのだと思いますが、だからといって、別に法務省の担当者の方に申し上げるわけではありません。自分も一端の責任を負っているのですけれども、この手続の当事者の表示が非常にばらばらなのですね。本来の返還申立手続のときは申立人と相手方、先ほども出ました履行の調査、勧告のところは権利者、義務者となっている。執行の手続に来ると債権者、債務者ということになる。これは、法律も規則も英文に直されると思うので、そのときに誤解を生じないようにしていただきたい。なるべく一貫して外国の人が分かるような表現を工夫していただけないだろうか。法務省でやっている日本の法令の翻訳では、いろいろ苦労していただいているから大丈夫だとは思いますが、もしこの債権者、債務者、幾ら何でもクレジット、デッターなんて訳すことはないと思うのですけれども、もしそんなふうに訳したら非常におかしい。

法律の方は債務者という言葉は出てくるのですけれども、債権者という言葉は出てこないみたいなのですね。それなので、余り気がつかなかったのですけれども、この今日の要綱の22ページの第2の1のところを読んで債権者という言葉が出てきたとき、私は、率直に言って、非常に違和感を感じたのです。この返還申立てをしている外国の人が債権者という表現になるのだろうか。やっぱり返還請求権者とか返還権利者とかというような言葉にならないと、分からないのではないかという気がするのです。確かに日本人の感覚からいえば、執行になればそれは債権者、債務者というのがその手続当事者の名称なのだと思分かっていきますから別に違和感はないと思うのですけれども、恐らくそういうことで分かるのは、それこそ日本人とドイツ人ぐらいで、そうでない国の人は非常に分かりにくいのではないかという気がするのです。下手に訳すと誤解を生じる可能性もあるように思うものですから、最初に言いましたように法律の方は決まっていますので、規則の方だけまた違った表現にするというわけにはいかないのだと思いますけれども、その翻訳をするときには法務省の方ももちろんですけれども、最高裁判所の方としても十分その点に御配慮いただければと思います。

【和波幹事】貴重な御意見をありがとうございました。

まさに、竹下委員がおっしゃっていただいたとおり、この規則は法律を基にしておりますし、法律もやはり日本の法体系を前提にしておりますことから、この文言については、これまでのものとの平仄ということも考慮したものでございますけれども、やはり英訳するときには今度これを直訳するというのではなく、その趣旨をどう外国人に伝えるかというのが大事であるというのは我々も十分承知しております。特にこの文言について、ほかの部分を含めてですけれども、この法律の内容の趣旨がきちんと理解できるような形で英訳できるように努めて参りたいというふうに考えております。

【竹下委員】どうぞよろしくをお願いします。

【高橋委員長】伊藤委員。

【伊藤委員】5の「返還の実施の要件等」に関して、法141条1項の権限の第三者への委任の禁止に関して理解を確認させていただきたいと思います。法141条にいう返還実施者の権限には、事実行為も含めて、種々のものがあるかと思えます。また、第三者としても、例えば手続代理人弁護士のような者を想定することもありましようし、事実行為をする立場の人もあるかと思えますが、ここで第三者への委任が禁止されるということは、委任というのではなくて、事実上の補助、助言や協力等々いろいろな形態のものまでが禁止されるのか、その点をどう理解したらよいか、その辺りの理解を確認させていただければと思いますが、いかがでしょうか。

【岡崎幹事】どうもありがとうございました。

この規定につきましては、法139条におきまして、執行裁判所が、返還実施者となるべき者が子の利益に照らして相当でない認めるときには申立て自体を却下できるというような規定になっております。このような規定を受けまして、執行裁判所が返還実施者の人物の相当性について判断をすることになりますので、この判断をされた者について、第三者に委任ということは考えられないのではないかと、という趣旨でございまして、そのような趣旨からいたしますと、ここで委任が制限されますのは、子を監護しながら常居所地国に返還するといった返還実施の本質たる事実行為のみでございます。

したがって、例えば返還実施者が弁護士に何らかの相談をするというような場合、これはそのコアになる事実行為をしてもらうというのではなく、返還実施に当たったの助言を求めたりといったその周辺部分に当たるものでございますので、この条文によって制限されるものではないというような解釈になるかと思えます。この辺りは、今後運用をしていく中でも私どもとしても周知に努めて参りたいというふうに思っております。

【高橋委員長】よろしいでしょうか。

では、次の要綱案、「第3 家事事件の手続に関する特則」の部分について説明をお願いします。

【和波幹事】それでは、「第3 家事事件の手続に関する特則」の部分について御説明を申し上げたい

と思います。25ページになります。

まず、「1 子の返還申立事件に係る家事調停の手続等」の「子の返還の申立ての取下げの擬制の通知」でございますけれども、これは子の返還申立事件が付調停となり調停に付された後、その調停事件で調停が成立した場合に、子の返還申立事件の係属裁判所にその旨の通知をするというものでございまして、家事事件手続規則133条と同趣旨の規律でございます。

すなわち、法147条によりますと、調停が成立した時点で子の返還申立事件というのは取下げが擬制されるということになりますけれども、家事事件手続法276条の場面と同じように、その旨の通知をするというものでございます。法145条1項本文で子の返還申立事件を調停に付すときには自庁処理が原則とされておりますことからしますと、通常は、同じ裁判所が子の返還申立事件と調停事件を扱うということになりますので、その場合には通知は省略されるということになるかと思っておりますけれども、これは必ずしも一致するものではないということから、本規律を置くとしたものでございます。

次に、「2 面会その他の交流についての家事審判及び家事調停の手続等に関する特則」でございますが、「(1) 申立書の記載事項の特則」は、面会交流の調停・審判事件についての特則でございます。申立書に援助決定を受けた旨でありますとか子の返還申立てをした旨の記載を求めるというものでございます。法律は、中央当局から援助決定を受けた者ですとか、子の返還の申立てをした者については、東京・大阪の家裁に特別の管轄を認めておりますので、裁判所にとっては援助決定を受けたかどうかを知ることは非常に重要と考えられます。また、子の所在調査を経ているような場合には、中央当局への照会をするということが考えられますので、子の返還の申立書と同様に、この観点からも、援助決定の事実の記載を求めるといふこととしております。

「(2) 申立て等の通知」でございますけれども、援助決定を受けた者や子の返還申立てをした者による面会交流の調停・審判の申立てがあったことにつきまして、外務大臣に通知すべきことを定めたものでございます。中央当局は、先ほどから申し上げましたとおり、条約上の責務としまして面会交流についての内容を定めるように取り計らうということが条約上規定されております。また、子の返還申立てをした者による事件につきましては、子の返還申立てをした時点で外務省に通知されていることから、その者の事件についての参考情報として、通知をすることとし、また、その事件が終了した場合も、その情報を伝えるということとしております。

次に、25ページから次の26ページにかけての「(3) 住所等表示部分の閲覧等に関する規定の準用」でございますが、法149条1項は、面会交流事件の記録中の住所等表示部分の閲覧等につきまして、子の返還申立事件の扱いと同様に、相手方の同意、あるいは強制執行のために必要があるときに限り、これを許可するという扱いとしております。は、かかる法の取扱いを受けまして、住所等表示部

分についての記録の閲覧、謄写等の許可の申立ての際に、開示が許可されるための要件の具備、具体的には先ほど申し上げたとおり、相手方の同意あるいは強制執行のための必要性ですが、これを判断するための資料の添付を求める旨の規律、これを準用することとしております。

は、面会交流の調停・審判に基づく強制執行事件の記録の閲覧等についての規律でございますけれども、法149条2項が記録の閲覧等に関して法62条、子の返還申立事件の記録の閲覧等に関する部分ですが、これを準用しておりますことから、本規則におきましても、子の返還申立事件の記録の閲覧等に関する規律をそのまま準用するというにいたしましたものでございます。

以上でございます。

【高橋委員長】ただいまの説明につきまして、御意見、御質問をお願いいたします。

(発言者なし)

【高橋委員長】よろしいでしょうか。

それでは、要綱案の「第4 雑則」についての説明に移ります。

【和波幹事】それでは、最後になりますけれども、26ページ、「第4 雑則」について御説明をいたします。

「1 審理の状況についての説明の求めの方式」でございますが、これは法151条の規定による審理の状況についての説明、すなわち、子の返還申立てから6週間が経過した場合における審理の状況の説明を求める場合には、一般的に当事者が問合せをするということとはあり得るわけですが、そういった一般的な問合せと区別することを可能とするために、書面によってその求めをしていただくということを定めるものでございます。なお、この問合せに対する対応、応答でございますけれども、その応答については、その法的性質は司法行政上の対応となるということを予定しておりますが、最高裁判所の規則において定めるべきものは、この説明の求めについて書面の申出によるものに限るとする本規律以外には特段予定をしていないところでございます。

同じく26ページの「2 本案事件が係属する裁判所に対する通知」でございますけれども、これは子の返還申立手続が係属する裁判所から、親権者や監護者の指定といったいわゆる本案事件が係属する裁判所への通知を定めたものでございます。

法152条におきましては、不法な連れ去り又は留置があった旨の通知がされたときには、本案事件が係属する裁判所は当該審判事件について裁判をしてはならない旨を定めておりますけれども、この通知は、法152条の規定を受けまして、子の返還申立事件が係属する裁判所から、子の返還申立事件が係属している旨を通知することによって、本案事件の審判等がされないようにするためのものということになります。



そして、 は、本案事件の裁判所における審理運営の参考とするために、子の返還申立事件が終了した場合には、そのことを通知するというものでございます。

以上でございます。

【高橋委員長】「第4 雑則」につきまして、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、要綱案については一通り終わったわけですが、執行官の手数料及び費用に関する規則の一部改正も関連して予定されております。それは今回の諮問事項自体には含まれておりませんが、関連することですので、その内容について岡崎幹事に説明をお願いいたします。

【岡崎幹事】ハーグ条約実施法の成立、施行に伴いまして、執行官の手数料及び費用に関する規則、以下では手数料規則と申し上げますが、その一部を改正する必要がございます。手数料規則につきましては、本日の諮問の対象とはなっておりませんが、本日御審議いただいておりますハーグ規則を除きますと、ハーグ条約実施法の成立、施行に伴い改正される唯一の最高裁判所規則でございますので、少しお時間をいただきまして御説明させていただきたいと思っております。

手数料規則は、執行官の受ける手数料及び職務の執行に要する費用の額等について定めることを目的とする規則でございます。ハーグ条約実施法におきまして、解放実施が執行官の職務とされたことに伴いまして、手数料規則において、解放実施の手数料額を定める必要が出てきたということでございます。

手数料の額につきましては、執行官法9条1項におきまして、事務の内容、当事者の受ける利益、物価の状況、一般賃金事情その他一切の事情を考慮して、最高裁判所規則で定めることとされておりますが、考慮要素として特に重要であると考えられますのが、事務の内容及び当事者の受ける利益でございます。

そこで、解放実施の事務の内容でございますが、お手元に配布させていただいております参考資料4-1を御覧ください。

この左側の中ほどから解放実施の事務の概要をまとめております。

まず、執行官が解放実施を円滑に行うためには、綿密な事前準備が必要不可欠です。申立書の審査、債権者（代理人）との連絡調整、立会人、執行補助者の手配、警察への援助依頼を行うほか、ハーグ条約実施法では、執行場所について一定の制限がございますので、場所の選定を行い、ハーグ規則に基づき家庭裁判所、中央当局等との連絡調整が必要となります。

次に、執行の当日ですが、債務者及び子の同一性の確認をします。その上で、ハーグ条約実施法では子の利益を図る観点からできる限り威力の行使を控える必要があり、子を解放することに難色を示す債務者に対しても、まずは、自発的に子を解放するように粘り強く説得することが求められています。現場では、返還実施者のほか中央当局担当者が立ち会うことが想定されておりますので、これらの方と適

切な連携を図る必要がございます。

そして、債務者が任意の説得に応じない場合には威力の行使を検討することになりますが、その際には子の心身に与える影響を十分に考慮する必要がございます。

最後に、子を債務者の監護から解放し、調書を作成して終了ということになります。

以上に見て参りました執行官の事務の内容は、ハーグ条約実施法におきまして執行官の権限に一定の制約が設けられていることなどに伴いまして、無事に完了に至らせるためには周到かつ充実した事前準備が強く要請されるとともに、執行の現場でも粘り強い説得を基本とする執行行為であることを特徴としており、執行官の事務の物理的な量や心理的な負担感は、執行官の行う事務の中でも相当に大きいものといえます。

他方、解放実施が成功すれば、債権者は常居所地国への子の返還という利益が得られるわけですから、債権者の受ける利益は大きいといえます。

解放実施と事務の内容、債権者の受ける利益において類似する事務といたしまして、建物の明渡しや建物収去土地明渡しが挙げられます。御覧いただいている参考資料4 - 1の右側でございますとおり、これらについても、一定の事前準備を行った上で、近時の法改正に伴い、多くの場合は現場に臨んで明渡しの催告を行います。そして、明渡しの断行に至りますが、現場では目的不動産の同一性の確認を行い占有認定をし、目的建物の解錠、立入り、債務者等が抵抗する場合にはこれを排除して、最終的に債権者への目的物の引渡しを行い、調書を作成して終了ということになります。

この建物明渡しの手数料の額ですが、明渡しが完了しますと1万5,000円です。建物収去土地明渡しの手数料については3万円というふうにされております。明渡しの催告を行う多くの場合においては、催告について1万円の手数料が発生しますので、建物明渡しについては合計2万5,000円、建物収去土地明渡しについては合計4万円となります。解放実施の際の執行官の負担は、明渡しの催告を行った上で建物明渡しや建物収去土地明渡しをする場合と比べましても決して軽くはないというふうに考えられますので、建物明渡しの場合と同額の2万5,000円としてはどうかというふうに考えております。

次に、参考資料4 - 2を御覧ください。これまで御説明して参りましたのは事務が完了して解放に成功した場合の手数料でございますが、これを完了手数料というふうと呼んでおります。そのほか、執行官の手数料はここに記載しました種類がございます。

まず、執行が不能に終わった場合についてですが、当事者の受ける利益を考慮して、ほかの事務の例では、多くの場合、低額に抑えられた不能手数料が定められております。その額は2,500円とされている例が多いので、解放実施についても、例えば現場で債務者又は子に会わないために不能となる

ケースについては2,500円としてはどうかと考えております。

一方で、解放実施につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、現場で債務者及び子の説得がうまくいかずに不能になるといった不能事由がございます。これは威力の行使が制限されていることに伴うものでございまして、解放実施では執行官が現場で行うべき事務を行っていてもなお不能となる場合があるという点で、解放実施に特有の不能事由というふうにいえます。この場合には、現場で行うべき事務をほとんど行っていない通常の不能手数料が想定する場合とは異なりますから、相応の手数料を受けられるようにするのが相当と考えまして、その額を7,000円というふうにしております。

なお、ここでこの7,000円の欄のところの真ん中辺りに「返還実施者の指示違反等」ということで、先ほど御説明しました要綱案第2の6のiiiの事由を挙げております。しかしながら、この点に関しては若干の注釈を加えておきたいと思っております。手数料規則の解釈として、従前、着手後に当事者側の責めに帰すべき事由によって事務の実施を途中で取りやめざるを得なかった場合には、完了の手数料債権が発生するとする見解が有力でした。この見解によるとしますと、返還実施者の指示違反の場合には不能手数料ではなく完了手数料が発生するという考え方もあり得るところでございまして、この点については現在この解釈の在り方についてなお検討しているところでございます。

さらに、その下に参りまして執行の事務に着手する前に事務が終了する場合には、他の執行官事務の場合と同様に中止手数料というものが発生します。ほかの事務の例に倣いまして、現場に臨場する前に中止した場合には800円、臨場した後、着手する前に中止した場合には1,500円というふうにしております。

そのほか、1時間を超える長時間の勤務につきましては、1時間ごとに10分の3の加算、休日や夜間の執行の場合には2分の1の加算を定めることとしておりますが、これもほかの事務の例に倣ったものでございます。

以上で、ハーグ条約実施法に基づく執行官の手数料の御説明をしたということになるわけですが、次にハーグ条約実施法の施行後における国内の子の引渡しの直接強制の手数料についても御説明させていただきたいと思っております。次の参考資料4-3を御覧いただければと思います。

現在、国内の子の引渡しの強制執行につきましては、民事執行法に明文の規定がなく、動産の引渡し強制執行に関する民事執行法169条を類推適用して行われております。そのため、執行官の完了手数料としましては動産引渡執行と同額の7,000円を受領しております。

ここで、その次の資料4-4を併せて御覧いただければと思いますが、手数料規則では4-4の下の方に記載しました28条におきまして、執行官法1条1号の事務、これは法令において執行官が取り扱

うべきものとされている事務でございますが、この1条1号の事務で手数料規則の各条に該当しないものについては、類似する事務について定める手数料と同額の手数料を受けるということになっておりません。

したがって、動産引渡しの手数料について、手数料規則10条の定めがございますが、その文言はすぐ上の欄に記載しておりますとおり、「動産」について引き渡す場合とされておまして、動産ではない子を対象とする執行についてこの10条をそのまま適用することはできず、手数料規則28条をまずは適用して、ここで動産の引渡しと類似する事務として7,000円を受けているというのが現行の状況というふうに考えられます。

ハーグ条約実施法は、国内の子の引渡しの直接強制に直ちに適用されるわけではもちろんございませんが、ハーグ条約実施法に基づく解放実施も国内の子の引渡しも、同じく子を対象とする執行であるという点では類似しているといえます。

また、資料4-3に戻っていただければと思いますが、この中ほどでございます。ハーグ条約実施法の施行後の国内の子の引渡しの直接強制につきましては、できる限りハーグ条約実施法に引き付ける形で運用改善をしていくことが想定されております。例えば、執行場所を原則として債務者宅に限定し、威力行使は制限することとし、現場においては債務者と子の説得を中心とする執行行為を行うこととします。

また、その前提として、これまで以上に周到かつ充実した事前準備が求められ、債権者（代理人）との連絡調整や家庭裁判所との連絡調整のほか、今後は児童福祉等の子の専門家に現場で立ち会っていただくなど、専門家との連携も検討していく必要があるかと考えております。

そこで、ハーグ条約実施法の施行後は、国内の子の引渡しの直接強制についてはハーグ条約実施法に基づく解放実施に類似するということになり、手数料規則28条を適用して、ハーグの解放実施と同額の手数料を受けるという解釈になるかと思っております。

御説明は以上でございます。

【高橋委員長】手数料の点につきまして、御意見あるいは御感触という程度でも結構でございますが、何か御発言をお願いしたいと思っております。

山本幹事、お願いします。

【山本幹事】純粋に感触ということですが、今回このハーグの解放実施の手数料、それから国内の引渡しの手数料について2万5,000円という金額になるということですが、個人的な印象としてはやや安いのかなという感じがなくもありません。やはり子供の引渡しというのを強制的に履行するというのは、それを実施する立場の機関にとっては非常に重たいことであるというふうに想像します。その一挙

手一投足が場合によってはその子供の心に与えるさまざまな影響、それが一生場合によってはその子供につきまとうことになりかねないということを考えると、よほど慎重な形で執行を進めなければいけない。そういうことを思うこと自体が非常にプレッシャーになるのではないかというふうに想像します。

したがって、今日の資料にあるような客観的な事務が大変だということもありますけれども、それがその実施者に与える精神的な負担ということもやはり鑑みる必要があるのではないかというふうに思っています。

私は、かつてフランスの執行官に話を聞いたことがあるのですが、フランスの執行官もやはり一番嫌な仕事は子供の引渡しであるというふうに言っておりました。フランスでは、なぜか休日に子供の引渡しの執行をすることが多いようですけれども、休日はフランスでは当番執行官というのを決めて、その当番になった人が休日の執行事件を扱うようですが、その当番のなり手がいないという、みんな嫌がって引き受けてくれなくて、しょうがないのでその地区の執行官連盟の会長のよう人が当番を引き受けなければならないような状況であるというようなことを話しておりました。どこの国でも、この執行というのはやはり精神的には非常に大変な仕事なのだろうというふうに思います。

そういう意味では、この2万5,000円という数字がどうかというと、ちょっと先ほど申し上げたような印象を私は持っているのですが、ただ、従来が7,000円だったという、これは私は信じがたい思いがするのですが、7,000円でやっておられたという従来 of 経緯とか、ここに資料として挙げられているようなほかの類似の事務の手数料との均衡というようなことを考えると、現段階ではこの2万5,000円という数字はやむを得ないのかなというふうには思っておりまして、これ自体について異議を述べるものではありませんけれども、感触としてはそういうふうな感じを持っております。

【高橋委員長】ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。

大谷美紀子委員。

【大谷(美)委員】これも感想ということで申し上げますが、今、御説明いただいたのは費用、手数料のことですけれども、それに関連して今回ハーグ条約の実施のために設けられた子の引渡しの在り方が、今後の国内における執行の在り方にも影響してくるということで、その際、特に今回特徴がありますのは、今日の御説明資料、参考資料4-3にもありますが、「子の利益に対する配慮の要請」ということで「債務者及び子の説得を中心とする執行」というところがありまして、専門家との連携等が準備行為としてかなり取り入れることが予定されている。

そこで、これは今後実務をどう発展させていくか。その際に、関係者、私どもも含めてですけれども、いろいろもっと研究していく必要があるのかなということで申し上げますが、今イメージされてい

る説得というのが現場に臨場したときにやっぱりその場で説得するという感じのイメージを強く受けていまして、もう少しその説得というのがその場でということではなくて、もっと前段階に来ないか。私自身もまだ勉強不足ですけども、諸外国で執行の場面にまで行くときに、ソーシャルワーカーですとか児童心理士といった専門家がかかわられるところではもう少しその前段階で、任意に引渡しに応じられないから執行なんですけれども、そうはいいながら臨場して現場で説得を何時間もしてということではなくて、やはり説得をして、最終的には落ちついた状態で子供さんを連れて来てくださいというような形に向けた説得がなされているようなイメージを持っています。そこは自分でも十分な勉強がまだ足りていないので、情報を収集していきたいと思っていますけれども、そうしたちょっとその在り方全般についてもまたこれを機会に見直しといたしますか、研究が進むといいなというふうに思っております。ということで、意見といたしますか、コメントになりましたけれども。

【高橋委員長】ほかに、いかがでしょうか。

幸いと言ってはいけないのかもしれませんが、進行が少し早いものですから、ここで休憩を入れさせていただきます。最後のまとめの前に10分ほど休憩をいたします。

(休憩)

【高橋委員長】再開いたします。

一応、要綱案について見て参りましたが、最後にまとめるに要綱案全般についても結構ですし、個々の論点、先ほど言い忘れたことについての御質問、御意見でも結構でございます。あるいは運用上の御希望ということでも結構でございますが、この要綱案につきまして何でも結構ですがということでございますが、御意見を賜ればと思います。いかがでしょうか。

新美委員。

【新美委員】新美でございます。

後出して申し訳ございませんが、ちょっと質問をさせていただければと思います。

要綱案の第1の4、お配りいただきました要綱の案ですと22ページの一番上の「(6)旅券提出の通知」についてでございます。これは先ほど竹下委員からも御質問、コメントがあったわけですけども、私もその横で聞いていて、確かに最高裁判所の規則において外務大臣は通知しなければならないものとするという義務付け規定を置くということに、ちょっと違和感を私もやはり感じないわけではないんです。最高裁判所の規則で外務大臣に対して「ならないものとする」というのは規定付けができるのか。ただ、もちろんこれはそもそも要綱でございますし、あと前例とかそういうのもあると思うのですが、その辺、法律上の整理あるいは過去の例とか、もしそういうのがありましたら教えていただければと思います。

【和波幹事】 それでは、御説明させていただきます。

先ほどは手続に関して関係者に準ずるということで少し簡単に御説明をして参りましたが、もう少し根拠について御説明を申し上げますと、そもそも最高裁判所規則の根拠と申しますのは、ハーグの法律で申しますと31条で最高裁判所に規則制定権が委任されているというところがございます。そもそも論で申し上げますと、これは先ほど竹下委員からも御指摘がございましたけれども、憲法にその根拠があるだろうということで、憲法77条1項、それからハーグの法律の31条、これが根拠規定になって、最高裁判所規則に規則制定権が委任されているというふうに考えられているところでございます。

憲法77条1項の解釈でございますけれども、この1項の趣旨といえますのは、裁判の実務に精通している裁判所がその手続に関してはやはり最も適切な定めをし得るであろうという観点から、訴訟に関する手続について最高裁判所に規則制定権を認めておりまして、かつその訴訟等の関係者は、この最高裁判所が定めた規則に従わなければいけないというふうに考えられているところでございます。その意味では、一般的に訴訟手続等に関係する部分については最高裁判所が規則を定め、この規則についてはその手続に関与する方は従っていただくというのが憲法の一般的な解釈というふうに理解をしているところでございます。

先ほど憲法77条2項のお話が出まして、2項では確かに検察官はこの最高裁判所規則に従わなければならないというふうに定められておりますけれども、これにつきましても、一般的な解釈はこの検察官だけが従わなければいけないということではなく、検察官は刑事の手続では直接的に関係者として出て参りますので、例示的に挙げられているというふうに理解されておりまして、それ以外の、検察官以外の行政官庁も含めて手続に関与する者については、規則で定められた場合にはその義務を負うというのが一般的な理解であるというふうに承知をしているところでございます。

したがいまして、行政官庁についても実際に規則で、これはもちろん必要性がある場合ということでございますけれども、手続に関与する者、関与者としての位置付けを持つ者については、これは規則で一定の義務をお願いすることもできるというふうに理解しておりまして、ちょっと刑事の話になってしまいますけれども、例えば実際の例といたしましては「犯罪捜査のための通信傍受に関する規則」というものがございますが、この規則では国家公安委員会ですとか厚生労働大臣、海上保安庁長官、こういったいわゆる行政官庁について裁判所に対して通知をお願いするという前例もあるところでございます。事務当局といたしましては先ほど御説明したとおりですが、中央当局のこの手続における役割の重要性、手続の関与者としていろいろ協力をしていただくという観点から、規則においてこういう形での義務を課すことも可能ではないかという整理をさせていただいたところでございます。

【高橋委員長】 よろしいでしょうか。

ほかに、いかがでしょう。

大谷美紀子委員。

【大谷（美）委員】運用に関する要請というか要望でもよろしいでしょうか。こんなところで要望してもいけないのかもしれないのですが、7ページの「カ 手続費用」についてです。カの（イ）で手続上の救助の申立ての方式があります。これは別に新しい話ではなくて、従来の家事規則そのままだと思うのですが、運用でできれば今後工夫していただけるとありがたいなと思っている点だけ申し上げます。

今回のハーグ事件で返還申立事件では、申立人が外国にいる外国人が多いことが予想されて、今まで総合法律支援法の対象にならなかった方についても法153条で拡張されて対象になるという中で、相当数、申立人が法律援助を受けられることが予想されています。そのときに私ども弁護士が代理人になって、その持ち込み審査の手続をすることが多くなると思われますが、そこで一旦、総合法律支援法のもとでの法律援助を受けるための資力審査を受けております。勝訴の見込み要件についても受けて、決定を受けた上で援助を受けているという方につきまして、手続上の救助の申立てをすることになっていきます。

ところが、現在の運用ではその法律扶助の資力要件や勝訴の見込み要件とはまた別途、裁判所の手続上の救助のための疎明ということはすることになっていまして、ただ、そこが必ずしも同じ書類を出して通るというわけではありません。それはもちろん審査機関も違いますし根拠も違うので当然だと思うのですが、実際に実務をやっている立場からいたしますと、その法律扶助を受けるための資力審査要件が通っているにもかかわらず、もう一度さらにまた別途、それよりも詳しい疎明資料を求められるというのが非常に最初の入り口の手続の開始のところで時間がかかったり、やり取りが大変になる場面です。その辺りは今回管轄も集中しておりますし、迅速性がより要請される手続ですので、実務の中で運用がスムーズにいくようになされるとよいのではないかなと思っております。

以上です。

【高橋委員長】御希望ということでございますので、ほかにもございましたら、この際でございますので、いかがでしょうか。

竹下委員。

【竹下委員】全般的なことについての感想程度のことでもよろしいというお話でしたので、発言をさせていただきたいと思います。

今回の「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」の国会承認につきましては、これまでの賛否両論を踏まえた上で、政府として批准をするという方向を出して、それが前回の国会で実現をし、それを受けて国内実施法というものが作られました。



これはもう30年に及ぶ国際的な経験のある条約、つまり国際的なルールでありまして、既に各方面から指摘されているように非常に深刻な問題を何のルールもなしに解決をするというのは非常に難しいので、ルールができたということ自体、非常に価値があると言われております。

私も全くそのとおりだと思うのですが、そのルールの内容につきましても、私も法制審議会の議論に若干関与した関係で、いろいろ自分なりに検討してみましたけれども、やはり合理性のあるルールだと思うわけでありまして。それを受けて今回規則ができて、いよいよ実際に運用の基準というものも定められたということになります。そういう意味では法制的な枠組みはでき上がるという、規則はまだできていないわけではありませんけれども、そういう方向になったということは大変望ましいことだと思います。

ただ、問題はその実際の運用でございまして、本日いろいろな機会に発言をいたしましたけれども、それは主として日本の裁判手続に対する国際的信頼性を損なわないように十分配慮する必要があるのではないかとこのところから、やや必要性に疑問があるかもしれないことについても、あえて老婆心までにいろんなことを申し上げました。

これからの運用の方向としては、もちろん法律、規則を十分活用してやっていただけたらと思いますけれども、他方でまた言われておりますように、実際に裁判手続が済み、執行まで行って目的を達するというのは、恐らく非常に難しいことなのではないか。やはりいろんな形で任意の引き渡しを実現できるような方向が望ましいだろうと思います。

既に、日本弁護士連合会等でも裁判外の一種の調停手続のようなもので任意の解決ができるようなことを目指して、研究会などが立ち上がっているように伺っております。裁判所としては、直接にそういうことにタッチするのは難しいかもしれませんが、やはりいろいろな形でそういう任意の引渡しができるような仕組みというものができること、直接・間接に援助をしていただければ大変望ましいのではないかと。

さらに、場合によっては、韓国が今年条約に加盟をしたというようなこともあり、とりわけ近隣の諸国でこういう問題が起こりやすいところとでは、本来からいえば条約だけではなく何らかの国際的な協定のようなものを特別に考えて、二国間でも円滑に事件の解決ができるような方向を目指すということも十分考える必要があるのではないかと考えております。

いずれにせよ、法律での枠組みが出来上がった後は、運用が極めて重要だということになりますので、申すまでもないと思いますけれども、裁判所としても、十分、御配慮をいただければ幸いですと思います。

以上です。

【高橋委員長】ありがとうございました。

ほかの委員，幹事からも。

秋吉委員。

【秋吉委員】東京家庭裁判所の秋吉でございます。

本日は，運用上検討すべき点などにつきまして，いろいろな角度から本当に大切な御示唆をいただいたというふうに思っております。本当にありがとうございます。

いわゆるハーグ法は，最初に事務局からも御説明がありましたけれども，「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」の締結に伴いまして，その的確な実施を確保するというために，日本における中央当局の権限や子の返還に関する裁判手続などを定めているというものですが，これまでにない新たな制度を創設したということで，その運用に対しては国内外から注目が集まっているものというふうに承知しております。

東京家庭裁判所におきましても，中央当局となる外務省あるいは弁護士会等との関係機関とも協力しながら，この法律の施行に向けて運用面での検討を進めているところでございますけれども，本日，御議論いただいて御教示いただいたところ，これを踏まえて制定されます最高裁判所規則の趣旨を踏まえまして，さらに検討を進めて，ハーグ法の円滑な施行を図りたいというふうに考えておりますので，どうぞよろしく願いいたします。

【高橋委員長】ありがとうございます。

ほかに，いかがでしょうか。

それでは確認でございますが，これまでの御審議を踏まえ，この要綱案を，案をとりまして要綱として，「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則」を制定することに御賛同いただけるということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

【高橋委員長】ありがとうございます。

それでは，これを要綱といたしまして，最高裁判所裁判官会議に建議してもらうということになります。

それでは，最後に家庭局長である岡委員から一言お願いします。

【岡委員】本日は，長時間にわたり熱心に御審議いただき，誠にありがとうございました。事務局を代表し，委員，幹事の皆様の御協力に対し御礼を申し上げます。

本日御審議いただいた「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則」は，「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」を運用するために必要な具体的手続を規定するものであり，実務を形作る極めて重要

な規則ということができます。その意味で、当委員会において要綱を採択していただきましたことは、誠に意義深いことと考えております。

事務局といたしましては、この要綱に基づいて速やかに規則案を作成し、裁判官会議に建議して、本規則の早期制定を図りたいと考えております。

委員、幹事の皆様には、今後も「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」の円滑な施行や実務のより一層の充実のため、引き続き御助言等をいただけると幸いに存じます。

最後になりましたが、高橋委員長におかれましては、円滑な審議及び要綱の採択に当たり大変な御尽力をいただきました。厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

【高橋委員長】どうも拙劣な議事進行、自ら慚愧に堪えない次第でございますが、それでは、本日の委員会はこれで終了ということになります。審議への御協力ありがとうございました。